議案第41号

山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例

山陽小野田市公民館条例(平成17年山陽小野田市条例第183号)の一部 を次のように改正する。

第2条の表中「山陽小野田市大字埴生525番地1」を「山陽小野田市大字埴生275番地」に改める。

別表中

Γ

埴	区分	使用料 (1時間当たり)		
生	大講堂		390円	
公	第1会議室(小講堂)		170円	
民	第2会議室(小講堂)		170円	
館	和室		170円	
	調理実習室	250円		
	冷暖房を使用した場合は、次の	使用料を加算して徴収する。		
	区分	使用料(1時	間当たり)	
		冷房	暖房	
	大講堂	490円	3 3 0 円	
	第1会議室(小講堂)	160円	110円	
	第2会議室(小講堂)	160円	110円	
	和室	160円	110円	

-	調理実習室	2 7	0円	160円	
	器具を使用した場合は、次の使	用料を加算して徴収する。			
	区分	品名	単位	金額(1回に	
				つき)	
	設備器具	ピアノ	1 台	2,200円	

を

Γ

		T		
埴	区分	使用料	(1時	間当たり)
生	多目的室1			3 1 0 円
公	多目的室 2			3 9 0 円
民	会議室			250円
館	団体企画室			170円
	調理実習室			3 1 0 円
	和室			250円
	 冷暖房を使用した場合は、次の使	見用料を加算	して徴収	又する。
	区分	使用料	(1時	間当たり)
		冷房		暖房
	多目的室1	2	70円	160円
	多目的室 2	4	90円	3 3 0 円
	会議室	2	70円	160円
	団体企画室	1	6 0 円	110円
	調理実習室	2	70円	160円
	和室	2	70円	160円
	 器具を使用した場合は、次の使用]料を加算して徴収する。		
	区分	品名	単位	金額(1回につ
				き)
	設備器具	ピアノ	1 台	2,200円

体育器具	卓球	1式	110円

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で 定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山陽小野田市公民館条例別表の規定は、この条例 の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使 用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第41号参考資料

山陽小野田市公民館条例新旧対照表

改正後			改正前			
(名称及び位置)			(名称及び位置)			
第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称 位置			名称	位置		
(略)		(略)		(略)		
山陽小野田市埴生公民館 山陽小野田市大字埴生275番地		山陽小	野田市埴生公民館	山陽小野田市大字埴生525番地1		
(略)			(略)	(略)		
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)				
種類	区分	使用料 (1時間当たり)	種類	区分	使用料 (1時間当たり)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	区分	使用料(1時間当たり)		区分	使用料(1時間当たり)	
<u>埴</u>	多目的室1	310円	<u>埴</u>	大講堂	390円	
<u>生</u>	多目的室 2	<u>390円</u>	<u>生</u>	第1会議室(小講堂)	170円	
<u>公</u>	会議室	250円	<u>公</u>	第2会議室(小講堂)	170円	
<u>民</u>	団体企画室	170円	<u>民</u>	和室	170円	
<u>館</u>	調理実習室	310円	<u>館</u>	調理実習室	250円	
和室 250円			冷暖房を使用した場合は	は、次の使用料を加算して徴収する。		

	冷暖房を使用した場合	用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。					
	マ ハ	使用料(1時間当たり)					
	<u>区分</u>		<u>冷房</u>	暖房			
	多目的室1		270	160円			
	多目的室 2		<u>490</u> P	<u>330円</u>			
	会議室		<u>270</u> P	月 160円			
	団体企画室		160	110円			
	調理実習室		270	160円			
	<u>和室</u>		270	160円			
	器具を使用した場合は	は、次の仮		て徴収する。			
	<u>区分</u>	<u>品名</u>	<u>単位</u>	<u>金額(1回につき)</u>			
	設備器具	ピアノ	<u>1台</u>	2,200円			
	体育器具	<u>卓球</u>	1式	<u>110円</u>			
(略)	(略)	(略)					

		_					
	区分		使用料(1時間当たり)				
			<u>冷房</u>			暖房	
	大講堂		490円			330円	
	第1会議室(小講堂)		160円		60円	110円	
	第2会議室 (小講堂) 和室 調理実習室		160円		60円	110円	
			160円		80円	110円	
			270円			160円	
	器具を使用した場合は、			使用料を加算	して徴り	収する。_	
	<u>区分</u>	品名		<u>単位</u>	<u>金</u>	金額(1回につき)	
	設備器具	ピア	<u>)</u>	<u>1台</u>		2,200円	
各)	(略)		(略)				
				•			